民生児童委員の改選について〈依頼〉

資料１２

令和７年４月８日

　　今年度は民生児童委員の全国一斉改選の年度となります。駒ヶ根市では各区より委員の推薦をしていただき、選考を行っております。

各区長の皆さまにはご負担をおかけしますが、ご協力につきましてよろしくお願いいたします。

１　民生委員・児童委員とは

民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された特別職・非常勤の地方公務員で、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。駒ヶ根市では各区選出の69名の方が、民生児童委員として地域のひとり暮らしの方の見守りや、困りごと相談などの活動に従事しています。

　　活動概要（別紙）

２　民生児童委員の任期

　　現　民生児童委員　　令和４年１２月１日 ～ 令和７年１１月３０日

　　次期民生児童委員　　令和７年１２月１日 ～ 令和１０年１１月３０日

３　改選対象　　　　全民生児童委員

４　選任基準

1. 新　任　　社会福祉に対する理解と熱意があることはもちろんのこと、地域の実情に

通じ、積極的な活動が期待できる方の選出をお願いします。

1. 再　任　　過去の活動実績及び将来にわたって積極的な活動が期待できるかどうか

十分検討をお願いします。

５　選考にあたっての留意点

1. 再任・新任について現委員と相談を重ねた上で選考をお願いします。
2. 現委員から引継ぎがスムーズに行われますようにご配慮をお願いします。
3. 複数人いる区は、区内で全員が交代することがないようにご配慮をお願いします。
4. 男性・女性の偏りがないようご配慮をお願いします。

６　今後の推薦日程

６月中旬　区長推薦依頼

７月　　　区長推薦締切

８月　　　駒ヶ根市民生児童委員推薦会

９月　　　長野県社会福祉審議会

長野県知事推薦

１１月　　厚生労働大臣委嘱

１２月　　　駒ヶ根市民生児童委員就任式

|  |
| --- |
| 民生部 福祉課 社会福祉係　TEL0265-83-2111内線313　担当：小林　堺澤 |

別 紙

民生児童委員の活動概要

１　民生児童委員は

　　　地域で、社会福祉の精神をもって、常に住民の立場に立ちながら相談にのり、必要に応じて援助を行うなどして、社会福祉の増進に努めている皆さんです。相談の内容によっては行政につなぐなど、地域と専門機関との橋渡し役となる存在です。

２　相談、援助事項

　　　生活の問題、家族関係の問題、仕事の問題、年金・保険の問題、高齢者の問題、

母子、児童の問題、障害者の問題、家計の問題 等

３　心配ごと相談所・結婚相談所の相談員、生活福祉資金調査委員会委員も兼ねています。（委員の一部）

４　諸会合、行事への参加

　　　保育園、幼稚園、小学校、中学校、ＰＴＡ、社会福祉協議会 等

５　民生児童委員協議会

(１)　単位民生児童委員協議会での活動

　　・赤穂地区、中沢地区、東伊那地区ごとに結成し活動

　　・地区社会福祉協議会の中心としても活動

　(２)　駒ヶ根市民生児童委員協議会

赤穂地区、中沢地区、東伊那地区を一本化して結成

理事会、定例会（行政との連絡、研修等）・・・原則として月1回開催

　(３)　専門部会

　　　　民生部会、高齢者部会、家庭児童部会、障がい者福祉部会

　　　　部会ごとに自主的開催